

参加費無料

申込み不要

市民・弁護士のための国際人権法連続講座 生活保護費削減と後退禁止の原則

今年で6年目を迎える国際人権法連続講座では、社会保障の切り下げの問題について、国際人権法の観点と憲法の観点から検討します。

年金の切り下げ、生活保護基準の引き下げなど、近年社会保障の切り下げが相次いでいます。国家は限られた予算を社会保障を含む様々な分野に振り向けています。その一方で、社会保障の切り下げは、社会保障が命綱となっている多くの人に多大な影響を及ぼします。社会保障を受ける権利を人権と捉える場合、社会保障の切り下げは人権侵害といえるのでしょうか。皆さんと一緒に考えていきましょう。

◆登壇者

申 恵 丰 (しん へぼん) 氏

1966年東京生まれ。青山学院大学教授。東京大学法学部政治学専攻博士課程修了。

主な著書に『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調 [第2版]』(信山社、2016年)。

現在、国際人権法学会理事長。

小久保 哲郎 弁護士

1965年生まれ。京都大学法学部卒業。1995年大阪弁護士会登録。野宿生活者や生活保護利用者の法律相談や裁判に取り組んできた。現在、日弁連・貧困問題対策本部事務局次長、大阪弁護士会・貧困・生活再建問題対策本部事務局長、生活保護問題対策全国会議事務局長。

編著に「Q&A 生活保護利用者をめぐる法律相談」(新日本法規、2014年)。

『生活保護なめんな』ジャンパー事件から考える」(あけび書房、2017年)。

「これがホントの生活保護改革 『生活保護法』から『生活保障法』へ」(明石書店、2018年)などがある。

◆パネルディスカッションコーディネーター

谷口 真由美 氏

大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授

◆日 時 平成30年11月1日(木)
午後6時30分～午後8時30分

◆会 場 大阪弁護士会館10階
(大阪市北区西天満1-12-5)

【大阪弁護士会館までのアクセス】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車徒歩約15分



問い合わせ先

大阪弁護士会人権課

TEL:06-6364-1227